明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（二三）　三
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四）　三
○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五）　三
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二六）　三
○特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令（二七）　三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（政令第二三号）（金融庁）

1　会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第九一号）の施行に伴い、金融庁関係政令の整備を行うこととした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（財務省）

1　東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する貨幣の発行枚数を、一、〇〇〇円の貨幣は一八万枚とすることとし、一万円の貨幣は四万五、〇〇〇枚とすることとするほか、新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一〇〇〇円の貨幣の発行枚数を、一、一五六万八、〇〇〇枚とすることとした。（別表第三関係）

2　東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する貨幣の販売価格を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては九万五、〇〇〇円、一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては九、五〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第三六号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二六号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

㈠　特許法施行令等の関係政令において、特許法第一九五条第二項の規定により特許異議の申立てをする者が納付すべき手数料を一件につき一万六、五〇〇円に一請求項につき二、四〇〇円を加えた額とする等、特許異議の申立てに関する所要の規定を整備することとした。（第一条、第四条、第五条、第一一条及び第一三条関係）

㈡　商標法施行令等の関係政令において、商標法第四条第一項第一八号及び第二六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあっては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする等、色彩のみや音からなる商標に関する所要の規定を整備することとした。（第三条、第四条及び第八条関係）

㈢　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令において、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第一八条第二項の表一の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約第一五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額とする等、特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち他国の特許庁等に対する手数料に関する所要の規定を整備することとした。（第一〇条関係）

2　経過措置

特許法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第三六号。以下「改正法」という。）の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立てに関し所要の経過措置を定めることとした。（第一四条関係）

3　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令（政令第二七号）（経済産業省）

一　特許法等関係手数料令の一部改正関係

意匠法第六七条第一項の規定により国際登録出願をする者が納付すべき手数料を一件につき三、五〇〇円とする等、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関する所要の規定を整備することとした。（第一条関係）

二　意匠登録令の一部改正関係

国際登録を基礎とした意匠権に関する登録事項や予告登録に関する手続等、国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠原簿への登録に関する所要の規定を整備することとした。（第二条関係）

三　弁理士法施行令の一部改正関係

弁理士法第七五条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることが出来ない書類として、意匠に係る国際登録出願の願書を追加することとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八号）（環境省）

1　当分の間、中間貯蔵を行うために必要な施設において廃棄物を保管する場合における廃棄物の収集又は運搬の基準の特例を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。